

入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）

（宛先）

兵庫森林管理署長 殿

接 受 印

（宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表を御参照下さい。）

鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、兵庫森林管理署 が管轄する国有林野へ入林し
たく以下のとおり申請します。

申請年月日	令和 ○ 年 ○ 月○○日 ←提出日を記載			
入林予定の場所 (出来るだけ詳細に記載して下さい。)	国有林野名	兵庫県○○市○○町		捕獲対象鳥獣名
	林班等	○○国有林 ○○林班 (メッシュ番号:○○番)		及び捕獲方法
				(イノシシ、シカ)
入林の期間	自 令和 ○ 年 ○ 月○○日 至 令和 ○ 年 ○ 月○○日			
入林の目的	☒ 狩猟 ☐ 個体数調整 ☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業 (捕獲個体の放置の予定 ☐ 有 ☐ 無) (夜間銃猟の予定 ☐ 有 ☐ 無) ☐ その他 ()			
所属団体名 または氏名	兵庫県猟友会○○支部 林野 太郎 (やまおり線)			
この点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。 なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。				
申請者	氏名	林野 太郎	TEL	0000-00-0000
	住所	○○市○○町000-0	メールアドレス	○○○○@○○.○○
	狩猟者登録番号		第○ー○○○○号	
緊急連絡先 (※1)	氏名	住所	TEL	メールアドレス
	林野 太郎	○○市○○町000-0	0000-00-0000	○○○○@○○.○○
	林野 次郎	○○市○○町000-0	0000-00-0000	○○○○@○○.○○
チェックして下さい。 ↓ 1 安全のための遵守事項を読み理解しました。 ☒ ←別紙1及び注意事項 2 立入禁止区域図を入手し、理解しました。 ☒ ←ホームページで要確認 3 森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。 ☒ 4 事故を起こした場合は、一切の責めを負います。 ☒ 5 上記を団体の構成員に伝達しました。 ☒ (団体届出のみ記載)				

令和 年 月 日

兵庫森林管理署長

(別紙 2)

鳥獣の捕獲等のための入林届の注意事項3に基づき、構成員名簿を提出します。

所属団体名: 兵庫県猟友会〇〇支部

[illegible]

(続き)

[illegible]

入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）

（宛先）

兵庫森林管理署長 殿

接 受 印

（宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表を御参照下さい。）

鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、兵庫森林管理署 が管轄する国有林野へ入林し
たく以下のとおり申請します。

申請年月日	令和 年 月 日																		
入林予定の場所 （出来るだけ詳細に記載して下さい。）	国有林野名		捕獲対象鳥獣名 及び捕獲方法																
	林班等		（ ）																
			☐ 銃器 ☐ 網 ☐ わな																
入林の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日																		
入林の目的	☐ 狩猟 ☐ 個体数調整 ☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業 （ 捕獲個体の放置の予定 ☐ 有 ☐ 無 夜間銃猟の予定 ☐ 有 ☐ 無 ） ☐ その他（ ）																		
所属団体名 または氏名																			
（やまおり線） この点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。 なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。																			
申請者	氏名		TEL																
	住所		メールアドレス																
	狩猟者登録番号																		
緊急連絡先 （＊１）	氏名	住所	TEL	メールアドレス															
チェックして下さい。 ↓ <table><tr><td>1</td><td>安全のための遵守事項を読み理解しました。</td><td>☐</td></tr><tr><td>2</td><td>立入禁止区域図を入手し、理解しました。</td><td>☐</td></tr><tr><td>3</td><td>森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。</td><td>☐</td></tr><tr><td>4</td><td>事故を起こした場合は、一切の責めを負います。</td><td>☐</td></tr><tr><td>5</td><td>上記を団体の構成員に伝達しました。</td><td>☐ （団体届出のみ記載）</td></tr></table>					1	安全のための遵守事項を読み理解しました。	☐	2	立入禁止区域図を入手し、理解しました。	☐	3	森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。	☐	4	事故を起こした場合は、一切の責めを負います。	☐	5	上記を団体の構成員に伝達しました。	☐ （団体届出のみ記載）
1	安全のための遵守事項を読み理解しました。	☐																	
2	立入禁止区域図を入手し、理解しました。	☐																	
3	森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。	☐																	
4	事故を起こした場合は、一切の責めを負います。	☐																	
5	上記を団体の構成員に伝達しました。	☐ （団体届出のみ記載）																	

令和 年 月 日

兵庫森林管理署長

注意事項

1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。

2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理書等の管轄区域のみとなりますので御注意ください。

近畿中国森林管理局 URL <http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/>

立入禁止区域図は、年度始め（4月頃）及び猟期前（10月頃）に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認下さい。

3 団体に届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。

また、別紙1の構成員名簿を提出して下さい。

4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時及び場所を管轄する兵庫森林管理署等に電話又は電子メールにより御連絡下さい。

5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。

6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、以下のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に、10業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。（＊2）
なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。

＊1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

＊2 例えば「10業務日以前」とした場合には、土曜日に入林しようとする場合、前の週の月曜日の勤務時間内までを指します。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
—	⑩	⑨	⑧	⑦		⑤	④	③	②	①	入林予定日

→ 提出期限

(別添)

入林届提出先一覧表

管轄区域	宛先	住所	電話	メールアドレス
石川県	石川森林管理署長	〒920-1158 石川県金沢市 朝霧台 2-21	TEL : 050-3160-6100	kc_ishikawa@maff.go.jp
福井県	福井森林管理署長	〒910-0019 福井県福井市 春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 8 階	TEL : 050-3160-6105	kc_fukui@maff.go.jp
三重県	三重森林管理署長	〒519-0116 三重県亀山市 本町 1-7-13	TEL : 050-3160-6110	kc_mie@maff.go.jp
滋賀県	滋賀森林管理署長	〒520-2134 滋賀県大津市 瀬田 3-40-18	TEL : 050-3160-6115	kc_shiga@maff.go.jp
京都府 大阪府	京都大阪森林管理事務所長	〒602-8054 京都府京都市 上京区西洞院通り下長者町 下ル丁子風呂町 102 京都 農林水産総合庁舎	TEL : 075-414-9822	kc_kyoto@maff.go.jp
兵庫県	兵庫森林管理署長	〒671-2573 兵庫県宍粟市 山崎町今宿 100-1	TEL : 050-3160-6170	kc_hyogo@maff.go.jp
奈良県	奈良森林管理事務所長	〒630-8035 奈良県奈良市 赤膚町 1143-20	TEL : 050-3160-6150	kc_nara@maff.go.jp
和歌山県	和歌山森林管理署長	〒646-0011 和歌山県田辺 市新庄町 2345-1	TEL : 050-3160-6120	kc_wakayama@maff.go.jp
鳥取県	鳥取森林管理署長	〒680-0842 鳥取県鳥取市 吉方 109 鳥取第 3 地方合同 庁舎 2 階	TEL : 050-3160-6125	kc_tottori@maff.go.jp
島根県	島根森林管理署長	〒690-0841 島根県松江市 向島町 134-10 松江地方合 同庁舎 6 階	TEL : 050-3160-6130	kc_shimane@maff.go.jp
岡山県	岡山森林管理署長	〒708-0006 岡山県津山市 小田中 228-1	TEL : 050-3160-6135	kc_okayama@maff.go.jp
広島県	広島北部森林管理署長 (注 1)	〒728-0012 広島県三次市 十日市中 2-5-19	TEL : 050-3160-1000	kc_hokubu@maff.go.jp
	広島森林管理署長 (注 2)	〒730-0822 広島県広島市 中区吉島東 3-2-51	TEL : 050-3160-6145	kc_hiroshima@maff.go.jp
山口県	山口森林管理事務所長	〒753-0094 山口県山口市 野田 35-1	TEL : 050-3160-6155	kc_yamaguchi@maff.go.jp
	近畿中国森林管理局長	〒530-0042 大阪府大阪市 北区天満橋 1-8-75	TEL : 050-3160-6792	kinkichugoku@maff.go.jp

(注 1) 広島北部森林管理署管内 : 庄原市、三次市、安芸高田市、神石高原町に所在する国有林野

(注 2) 広島森林管理署管内 : 上記(注 1)以外の市町に所在する国有林野

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。

立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「○km 先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。

- 2 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 3 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をして下さい。
- 4 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 5 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防に御協力下さい。
- 6 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。

なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、兵庫森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。

- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

兵庫森林管理署長

(別紙 2)

鳥獣の捕獲等のための入林届の注意事項3に基づき、構成員名簿を提出します。

所属団体名：

[illegible]

(続き)

[illegible]

野生鳥獣の 捕獲等実施中 入林時注意